

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一
- 平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正……………一
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除の取消し……………三
……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………三
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………六
……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……………六
- 都立図書館の休館(二件)……………八
- 東京都立多摩社会教育会館の施設の休館……………八
- 警備員等の検定の実施(二件)……………八
- 機械警備業務管理者講習の実施……………一〇

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………二
- 国土調査の成果の認証……………三
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………三
- 土地区画整理事業の換地処分……………三
……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………三
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 都立海上公園有料施設の休場日の変更……………三
……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………三

正誤

- 平成二十六年六月九日付東京都告示第八百八十三号……………三

告示

東京都告示第九百三十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年六月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十三年三月十八日から平成二十九年十二月三十一日まで

三 施行地区

西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿五丁目二番六号

平成二十三年三月十八日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年六月二十日

東京都告示第九百三十三号

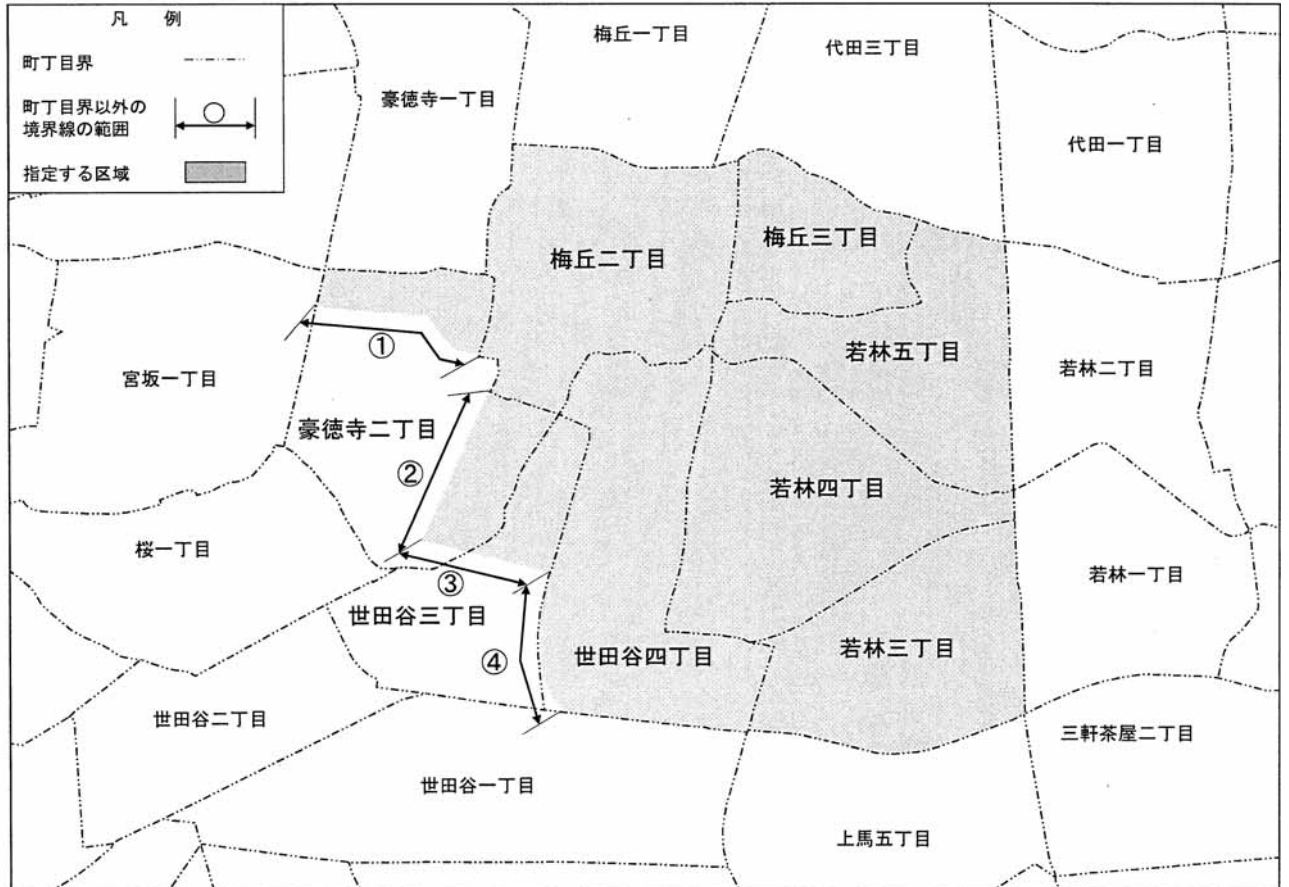
平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十日

東京都知事 外 添 要 一

別図三十九を別図四十とし、別図二十から別図三十八までを一図ずつ繰り下げ、別図十九の次に次の一図を加える。

別図20 (世田谷区の一部に係る区域その10)



備考1の表中39の項を40の項とし、24の項から38の項までを25の項から39の項までとし、20の項から22の項までを21の項から23の項までとし、19の項の次に次のように加える。

20	① 道路の中心線	特別区道21-C305
	② 道路の中心線	特別区道21-C280
	③ 道路の中心線	特別区道21-B004
	④ 都市計画道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路補助線街路第154号線

備考2中「別図38」を「別図39」及び「三 別図30の区域 別図34及び」

域 平成26年4月30日 「三 別図20の区域 別図35の区域 平成17年1月1日」を 四 別図31の区域 五 別図35及び別

平成26年6月20日
平成26年4月30日
図36の区域 平成17年1月1日」
に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年七月三十日から施行する。

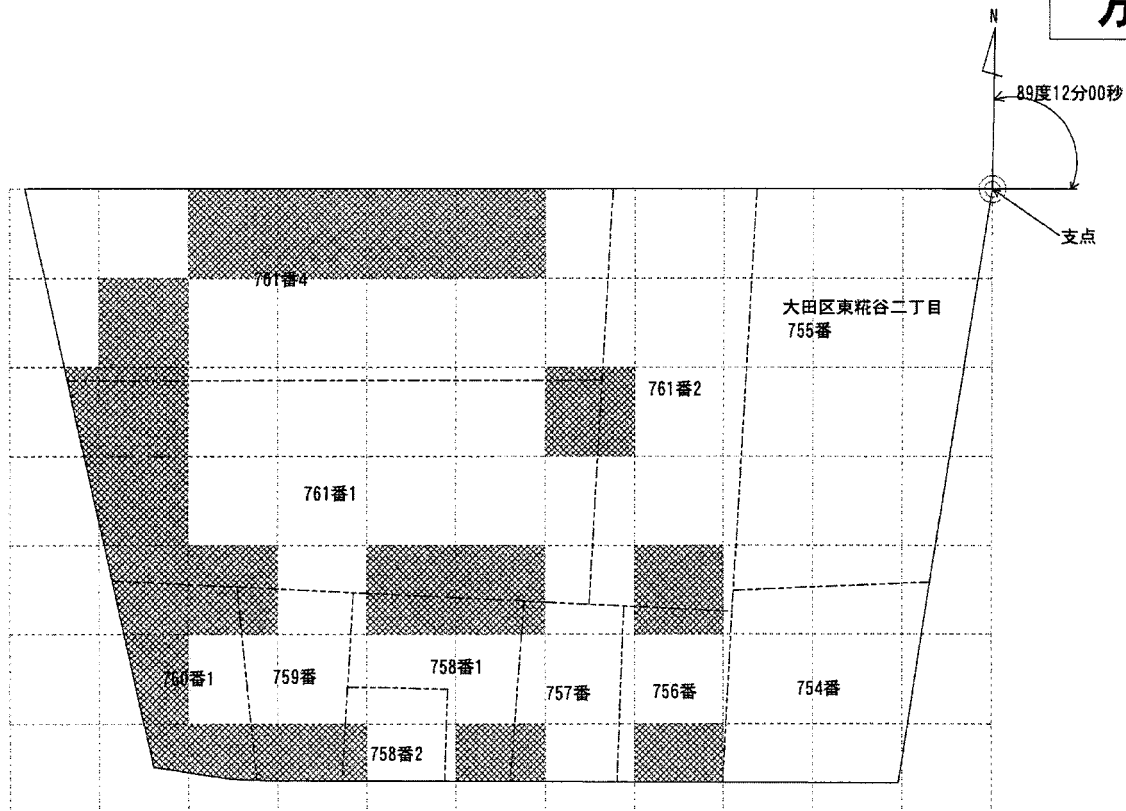
●東京都告示第九百三十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十日

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区東糀谷二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界



形質変更時
要届出区域

【支 点】

支点は、大田区東糀谷二丁目755番の最北端とする。

【格子の回転角度（89度12分00秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百三十五号

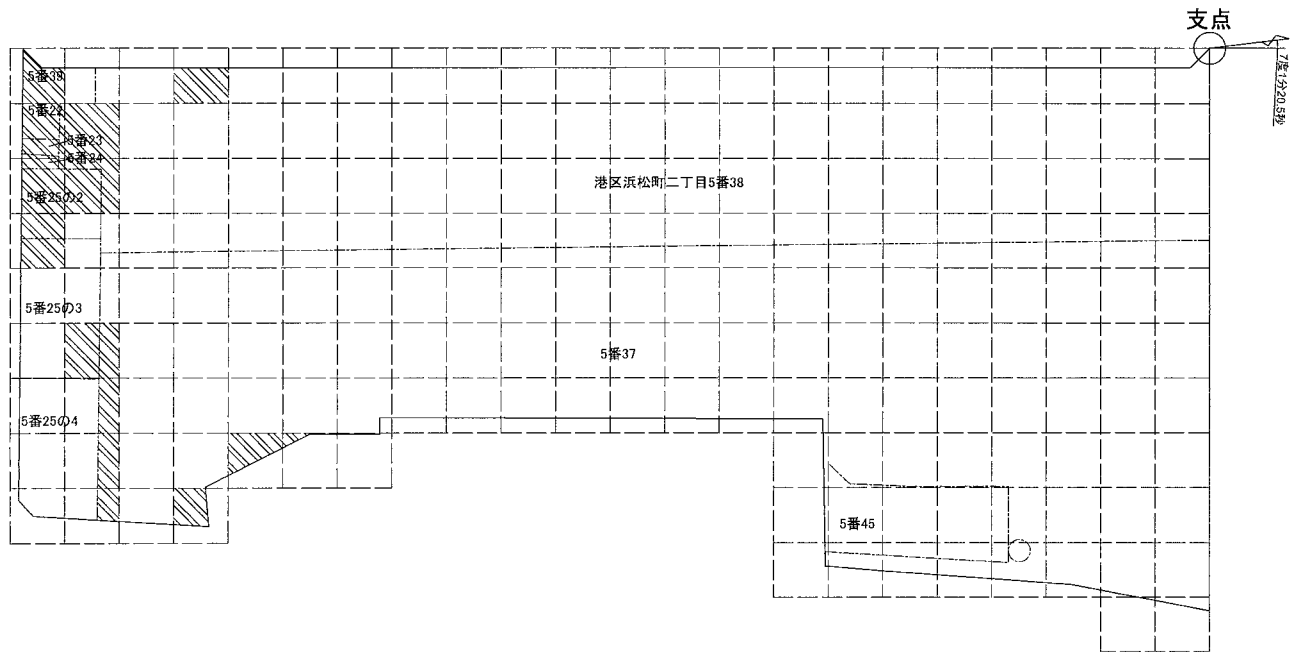
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 敷地境界
- : 筆境界
- : 単位区画
- ///: 形質変更時要届出区域

【支点】
支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。
【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百三十六号

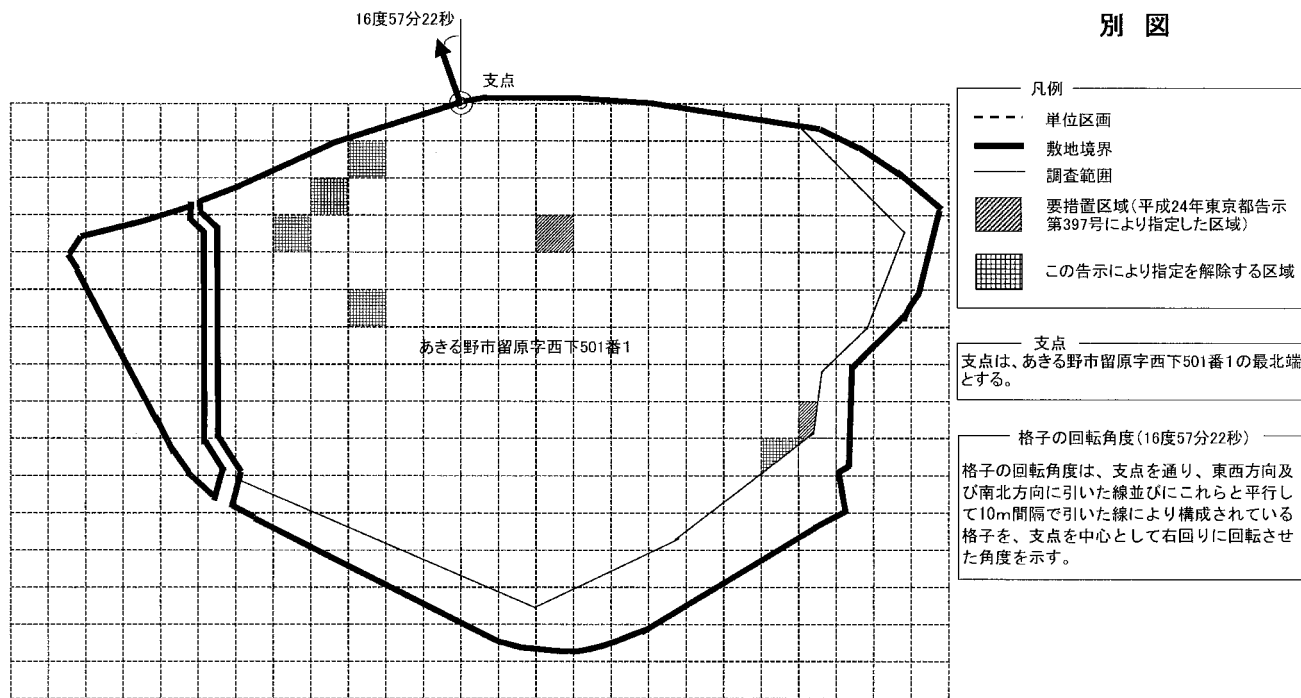
平成二十五年東京都告示第七十号（土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除）で告示した土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定による次の指定の解除を取り消したので、これを告示する。

平成二十六年六月二十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（あきる野市留原字西下地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスー・二ージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



●東京都告示第九百三十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。)第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更及び辞退の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
大野 睦一郎	眼科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56

2 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
川口 浩	整形外科	平成25年10月1日	JCHO東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
山崎 順也	整形外科	平成26年3月28日	東京医科歯科大学医学部附属病院 医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	文京区湯島1-5-45 昭島市松原町3-1-1	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
鎌須賀 輝男	内科	平成26年4月1日	医療法人社団福音会浅草病院 医療法人財団秀康会東浅草クリニック	台東区東浅草1-10-12 台東区東浅草1-10-8 伊藤ビル1階	医療法人社団福音会浅草病院	台東区東浅草1-10-12
橋本 博史	膠原病内科	平成26年3月11日	順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター 順天堂大学医学部附属順天堂医院 医療法人社団愛和会馬事公苑クリニック	江東区新砂3-3-20 文京区本郷3-1-3 世田谷区上用賀1-23-23 グランクレスト馬事公苑1階	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
中馬 敦	整形外科	平成26年4月1日	東京城東病院	江東区亀戸9-13-1	城東社会保険病院	江東区亀戸9-13-1
仲澤 肇郎	整形外科	平成26年4月1日	東京城東病院	江東区亀戸9-13-1	城東社会保険病院	江東区亀戸9-13-1
萩原 義信	整形外科	平成26年4月1日	東京城東病院	江東区亀戸9-13-1	城東社会保険病院	江東区亀戸9-13-1
笠間 毅	内科	平成26年3月24日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
栗城 綾子	神経内科	平成26年3月24日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
森田 孝次	小児科	平成26年4月1日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
佐々木 康一	整形外科	平成25年5月1日	医療法人社団こういち整形外科脳神経内科 小川クリニック	目黒区鷹番3-14-14 サークス学芸大学2階 中野区大和町2-46-4	こういち整形外科脳神経内科	目黒区鷹番3-14-14 サークス学芸大学2階
小川 純	リウマチ科・内科	平成25年9月1日	小川クリニック	中野区大和町2-46-4	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
中野 幸嗣	脳神経外科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
宮田 理英	小児科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
河島 あき	整形外科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
大武 悠一郎	整形外科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
長田 充	リハビリテーション科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
小池 秀海	内科	平成26年4月1日	医療法人財団慈生会野村病院	三鷹市下連雀8-3-6	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2
湯澤 洋平	整形外科	平成26年1月14日	医療法人財団青秀会岩井整形外科内科病院	江戸川区南小岩8-17-2	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1
沖原 洋之	脳神経外科	平成26年4月1日	東京医科歯科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3
中村 由紀子	小児科	平成26年4月1日	東京建信病院 杏林大学医学部付属病院	千代田区富士見2-14-23 三鷹市新川6-20-2	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2

西元 康治	脳神経外科	平成26年4月1日	医療法人社団鶴亀会新宿海上ビル診療所	渋谷区代々木2-11-15 新宿 東横海上日動ビルディング3階及び 4階	医療法人社団鶴亀会新宿海上ビル診療所 医療法人社団鶴亀会小金井つるかめクリニック	渋谷区代々木2-11-15 新宿東 横海上日動ビルディング3階及び4階 小金井市本町6-14-28 アクエ ルモール3階
-------	-------	-----------	--------------------	--------------------------------------------	---------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

3 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
坂部 日出夫	呼吸器科	平成26年4月1日	東京城東病院	江東区亀戸9-13-1	城東社会保険病院	江東区亀戸9-13-1
東 直子	呼吸器内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
神宮 希代子	呼吸器内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56

4 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
南雲 正士	心臓血管外科	平成26年4月1日	医療法人社団健育会石川島記念病院	中央区佃2-5-2	医療法人社団健育会石川島記念病院	中央区佃2-5-17
島谷 有希子	循環器内科	平成26年4月1日	立正佼成会附属佼成病院 東京女子医科大学病院	中野区弥生町5-25-15 新宿区河田町8-1	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
賀 敏章	循環器内科	平成26年4月1日	立正佼成会附属佼成病院 東京女子医科大学病院	中野区弥生町5-25-15 新宿区河田町8-1	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
丹野 郁	循環器内科	平成26年3月24日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
田鎖 治	心臓血管外科	平成26年4月1日	日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	医療法人社団明芳会新葛飾病院 医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック 医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-26-5 葛飾区堀切2-66-17 葛飾区堀切3-30-1
清原 麗二	小児科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
岩岡 正彦	循環器内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
辻 武志	循環器内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
山家 雄	循環器内科	平成26年4月1日	医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-30-1	医療法人社団明芳会新葛飾病院 医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック 医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-26-5 葛飾区堀切2-66-17 葛飾区堀切3-30-1
榊原 雅哉	循環器内科	平成26年4月1日	医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-30-1	医療法人社団明芳会新葛飾病院 医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック 医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-26-5 葛飾区堀切2-66-17 葛飾区堀切3-30-1
渡邊 直幸	小児科	平成18年5月1日	医療法人社団健育会渡辺こどもクリニック	三鷹市下連雀9-5-1 泰成マン ション1階10号室及び11号室	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2

5 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
本田 浩一	腎臓内科	平成26年3月24日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
保坂 望	腎臓内科	平成26年3月24日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
秋元 寛正	腎臓内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター 公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	北区赤羽台4-17-56 練馬区光が丘2-11-1	東京北社会保険病院 公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	北区赤羽台4-17-56 練馬区光が丘2-11-1
太田 樹	腎臓内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
高橋 和志	腎臓内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター 公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	北区赤羽台4-17-56 練馬区光が丘2-11-1	東京北社会保険病院 公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	北区赤羽台4-17-56 練馬区光が丘2-11-1

茅野 浩子	内科	平成26年1月6日	医療法人社団東山会桜ヶ丘山ククリニック	多摩市関戸2-24-27 三ツ木 聖院桜ヶ丘ビル1階及び3階	医療法人社団東山会桜ヶ丘山ククリニック	多摩市関戸4-4-10 神谷第一ビル4階及び5階
-------	----	-----------	---------------------	-----------------------------------	---------------------	--------------------------

6 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
佐藤 裕一	消化器外科	平成26年4月1日	東京城東病院	江東区亀戸9-13-1	城東社会保険病院	江東区亀戸9-13-1
深貝 隆志	泌尿器科	平成26年4月1日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
五十嵐 敦	泌尿器科	平成26年4月1日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
白岩 浩志	泌尿器科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
天野 正弘	外科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
細井 則人	外科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
藤城 礼	外科	平成26年2月1日	大田病院 医療法人財団健康文化会小豆沢病院	大田区大森東4-4-14 板橋区小豆沢1-6-8	東京健康生院 板橋区小豆沢1-6-8	文京区大塚4-3-8 板橋区小豆沢1-6-8
松本 浩次	消化器外科	平成26年4月1日	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7	医療法人社団明芳会新葛飾病院	葛飾区堀切3-26-5

7 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
江口 潤一	消化器内科	平成26年3月24日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
伊藤 敬義	消化器内科	平成26年3月24日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
青柳 有司	消化器内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
吉田 見紀	消化器内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56
落合 香織	消化器内科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56

8 腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
西松 寛明	泌尿器科	平成26年4月1日	同愛記念病院	墨田区横網2-1-1	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1

9 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
今津 喜宏	外科	平成26年4月1日	東京経済生中央病院 芝大門いまづクリニック	港区三田1-4-17 港区芝大門1-1-14 1階から 5階まで	東京経済生中央病院	港区三田1-4-17
阪井 守	外科	平成26年4月1日	東京城東病院	江東区亀戸9-13-1	城東社会保険病院	江東区亀戸9-13-1
首藤 介伸	消化器外科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56

10 ぼうこう又は直腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
宮崎 園久	外科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院 公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	練馬区光が丘2-11-1 北区赤羽台4-17-56	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1

1 音声機能・言語機能障害、もしくは機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
山田 滋雄	神経内科	平成26年3月10日	JCHO東京新宿メディカルセンター 公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	新宿区津久戸町5-1 北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院 東京厚生年金病院	北区赤羽台4-17-56 新宿区津久戸町5-1

2 ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
住永 佳久	外科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56

3 聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能障害及びもしくは機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
古里 信彦	耳鼻咽喉科	平成26年3月10日	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	東京北社会保険病院	北区赤羽台4-17-56

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
池上 健	整形外科	平成26年2月24日	公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1
西川 洋治	整形外科	平成26年3月3日	西川整形外科	中野区中野3-36-10 中野ヒルサイドビル3階
三上 真弘	リハビリテーション科	平成26年3月31日	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
竹内 正樹	形成外科	平成26年3月4日	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
山藤 潤三	整形外科	平成26年3月5日	医療法人社団明芳会イムス記念病院	板橋区常盤台4-26-5
松林 博男	整形外科	平成26年3月25日	医療法人社団泰大会松林クリニック	町田市旭町1-4-1

2 呼吸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
太田 智裕	呼吸器内科	平成26年3月31日	一般社団法人至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1

3 肢体不自由及び心臓機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
上田 晃	リウマチ科・内科	平成26年3月26日	医療法人社団頌栄会上田診療所	中央区日本橋2-1-10 柳屋ビル地下1階

4 ぼうこう又は直腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
藤田 徹	消化器科	平成26年3月31日	城東社会保険病院	江東区亀戸9-13-1

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十二号

東京都立図書館(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

平成二十六年六月二十日

東京都教育委員会

一 期日 平成二十六年七月十八日、同年八月十五日及び同年九月十九日

二 理由 設備等の保守点検のため

●東京都教育委員会告示第二十三号

東京都立図書館(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第十二条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成二十六年六月二十日

東京都教育委員会

一 期日 平成二十六年八月十七日

二 理由 設備等の保守点検のため

●東京都教育委員会告示第二十四号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号)第四条ただし書の規定により、東京都立多摩社会教育会館の施設を次のように休館する。

平成二十六年六月二十日

東京都教育委員会

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第198号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月20日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成26年9月27日(土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成26年10月18日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

一 (一) 施設名 ホール

(二) 期日 平成二十六年七月一日、同月十五日及び同月十六日

(三) 理由 舞台設備等の保守点検のため

二 (一) 施設名 鑑賞室

(二) 期日 平成二十六年七月十六日

(三) 理由 音響設備の保守点検のため

三 (一) 施設名 ことばと音の広場

(二) 期日 平成二十六年七月一日

(三) 理由 舞台設備の保守点検のため

<p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務(施設警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成26年8月4日(月曜日)及び同月5日(火曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付日時 平成26年8月13日(水曜日)から同月15日(金曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p>	<p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第199号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。</p>	<p>平成26年6月20日 東京都公安委員会 委員長 仁田 隆 郎 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成26年9月27日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成26年10月18日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第5号の警備業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以下「1級検定」という。)</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者 (1) 規則第4条に規定する2級の検定(核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間</p> <p>平成26年8月6日(水曜日)及び同月7日(木曜日)の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付日時</p> <p>平成26年8月13日(水曜日)から同月15日(金曜日)までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、</p>	<p>横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先</p>	<p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第200号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成26年6月20日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 講習の実施期日及び時間</p> <p>平成26年8月19日(火曜日)から同月22日(金曜日)までの4日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル5階</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習予定人員</p> <p>50名</p> <p>4 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成26年7月16日 (水曜日)
午前9時から午後5時まで
(2) 受付専用電話
一般社団法人東京都警備業協会
03 (3837) 2160
5 申込手続

(1) 受付日時
平成26年7月28日 (月曜日) 及び同月29日 (火曜日) の2日間
午前9時から午後5時まで
(2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル5階
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類
機械警備業務管理者講習受講申込書 1通
(4) 受講手数料 38,000円

6 問合せ先
(1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070
(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三

号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十六年五月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人おおきな木MUSIC SPACE

三 代表者の氏名

嶋田 和子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目六番二号 第二秋山ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象にして、音楽を通して社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本デザインアンバサダーズ

三 代表者の氏名

川上 俊

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区碑文谷三丁目九番二十二一〇八号

五 定款に記載された目的

この法人は、デザインやクリエイション等の活動が多様な価値を創造し、社会を動かす力を持つ存在であるという認識を元に、デザインの価値/力を広く社会にアピ

ールしていくとともに、デザインやクリエイションの分野における若手の育成と、世界市場での活躍とビジネス機会の獲得を目指すとともに、将来の日本デザイン産業の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オレンジアクト

三 代表者の氏名

高瀬 義昌

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区下丸子一丁目十六番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、MCI(軽度認知障害)段階での早期発見を推進し、その後の認知症発症の抑制・予防のための情報を提供することを使命とし、正しい情報の発信、予防方法の研究、地域社会での見守り構築支援等の活動を通じて、全ての日本国民がMCIに関する確かな知識を深めること、早期のMCI発見が当たり前となる社会づくりに寄与すること、そして社会における認知症への間違った認識を変えていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人COCOWA

三 代表者の氏名
堂珍 敦子

四 主たる事務所の所在地
東京都港区西麻布一丁目十一番六一九〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、世界中の全ての人々を対象として、育児と教育に関する事業を通じて、安心・安全に子育てができる社会環境の整備と子育てを通じて本当の自分を再発見できる喜びに満たされた社会の想像に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 調査を行った者 世田谷区
の名称

二 調査を行った期 平成二十五年二月から平成二十六年
二月まで

三 成果の名称 世田谷区(大蔵六丁目の一部)の地
籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区大蔵六丁目の一部
域

五 認証年月日 平成二十六年六月四日

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三百三条第三項の規定により国立市城山南土地区画整理組合理事長杉田和男から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年六月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)」「(二)住所(団体にあつては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年六月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 西友府中四谷店

二 店舗所在地 府中市四谷五丁目二十三番地十二
ほか

三 設置者名 三菱UFJリース株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号

五 変更前の店舗名 (仮称)西友府中四谷店

六 変更後の店舗名 西友府中四谷店

七 変更前の設置者の
代表者名 小幡 尚孝

八 変更後の設置者の
代表者名 白石 正

九 変更前の小売業者
の氏名又は名称 合同会社西友

十 変更後の小売業者
の氏名又は名称 合同会社西友ほか三名

十一 変更日 平成二十四年十二月二十六日ほか

十二 届出日 平成二十六年六月三日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十四 縦覧期間 平成二十六年六月二十日から同年
十月二十日まで。ただし、東京都
の休日に関する条例(平成元年東
京都条例第十号)に定める休日を
除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名 パシオス多摩境店

二 店舗所在地 町田市小山ヶ丘四丁目三番地五

三 設置者名 三菱UFJリース株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号

五 変更前の設置者の
代表者名 小幡 尚孝

六 変更後の設置者の
代表者名 白石 正

七 代表者名 変更日 届出日 縦覧場所	八 代表者名 変更日 届出日 縦覧場所	九 代表者名 変更日 届出日 縦覧場所	十 代表者名 変更日 届出日 縦覧場所	十一 代表者名 変更日 届出日 縦覧場所
平成二十四年六月二十八日 平成二十六年六月三日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	平成二十四年六月二十八日 平成二十六年六月三日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	平成二十四年六月二十八日 平成二十六年六月三日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	平成二十六年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	平成二十六年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 変更日	六 変更後の開店時刻	五 変更前の開店時刻	四 設置者住所	三 設置者名	二 店舗所在地	一 店舗名
平成二十六年六月二十五日	午前九時ほか	午前十時。ただし、年間百二十日に限り一部店舗のみ午前九時に限る。	北区滝野川七丁目二十三番一号	株式会社コモディイイダ	板橋区東新町二丁目八番十五号	コモディイイダ東新町店

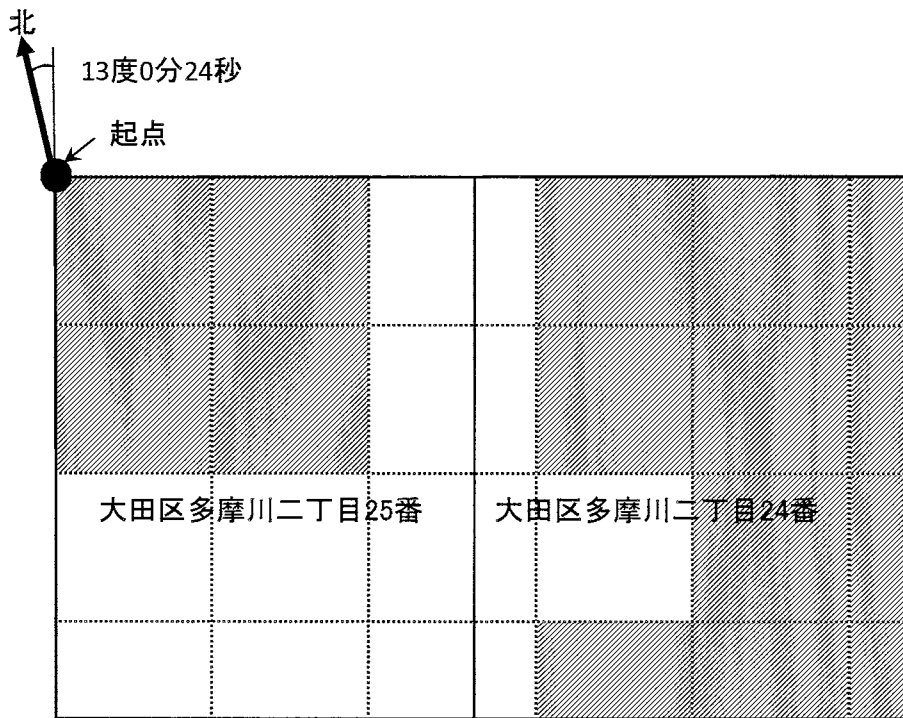
八 届出日	九 縦覧場所	十 縦覧期間	十一 縦覧時間
平成二十六年六月三日	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	平成二十六年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十六年六月九日付東京都告示第八百八十三号

四ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図



【起点】
 起点は、大田区多摩川二丁目25番の最北端とする。

【格子の回転角度】 13度0分24秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 ■ 指定を解除する区域
 — 筆境界
 □ 単位区画

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 五〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七號
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 112-0002